

自動販売機設置仕様書（入札No.9 総務部総務課）

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	財産名	所在地	貸付場所	貸付面積※	台数
1	市役所 本庁舎	いわき市平字梅本 21	1階ロビー (旧ゆうちょ 銀行A T M跡)	縦 0.9m × 横 1.3m + 縦 0.5m × 横 0.8m (1.57 m ²)	1台

※ 貸付面積には放熱余地を含む。缶・瓶・ペットボトル等の飲料水を販売する場合は、回収ボックスを設置することとする。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

3 設置する自動販売機の条件及び設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」）の遵守事項

（1）販売機の仕様について

- ア 消費電力量の低減に資する技術を有した機種の導入に努めること。
- イ ユニバーサルデザイン対応、ロケーション対応等に対応する機種の導入に努めること。
- ウ 災害対応型の機種の導入に努めること。

（2）販売機の設置、使用上の注意について

- ア 設置に当たっては、据付面を充分に確認したうえで、安全設置すること。
- イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ウ 缶・瓶・ペットボトル等の商品を配置する際は、自動販売機に併設して回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- エ 新硬貨及び新紙幣に対応し、偽造通貨又は偽造紙幣の使用及び盗難等の犯罪の防止に努めること。

（3）自動販売機の設置及び管理、故障対応

- ア 設置事業者は、商品の補充及び変更、賞味・消費期限の確認※、売上金の回収及びつり銭の補充ならびに自動販売機内部、外部及び設置場所周辺の清掃等を行うものとする。
※食品衛生について

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

- イ 設置事業者は、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、自動販売機には故障時等の連絡先を明記し、故障、問合せ並びに苦情について即時対応するものとする。

ウ 商品の搬入等に関する時間や経路については、市（財産管理者）の指示に従うとともに、作業に従事するものに名札を着用させる。

- エ 設置事業者は、使用済み缶・瓶・ペットボトル等の回収及び処理を行い、処理に当たっ

て、容器包装リサイクル法等、関係法令に基づき適切に行うものとする。

(4) 販売実績の報告等

設置事業者は、3ヶ月毎に販売実績を集計し、翌年度の4月15日まで（当該日が閉庁日の場合は翌閉庁日まで）に販売実績報告書（別紙様式）を提出すること。

また、翌年度の4月末日までに本市が貸付料の納入通知書を送付するため、指定期日までに納入すること。

(5) 用途の限定

貸付物件は、自動販売機設置以外の用途に使用してはならない。

4 販売品目等

(1) 販売品目（食品は必須とする）

- ・ 食品（軽食・カップ麺・菓子等）

※商品・種類の具体的な構成については、本市と協議のうえ決定すること。

- ・ 清涼飲料水（缶・瓶・ペットボトル等）

※アルコール及びアルコールは含ないビール（カクテル）等テイスト飲料は不可とする。

(2) 價格

希望小売価格以下の価格とすること。

5 貸付料

貸付料は3(4)の自動販売機の販売実績（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く）に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

6 光熱水費

光熱水費は、設置事業者が自ら設置した計量器により計測した使用料に基づき算定した額とし、貸付料とは別に徴収する。なお、光熱水費は年単位での徴収とし、翌年度の4月末日までに本市が貸付料の納入通知書を送付するため、指定期日までに納入すること。

（上記の方法により難い場合は、定格消費電力等から算出した金額等）

7 販売手数料

徴収しない

8 その他費用

(1) 自動販売機の設置・管理・撤去に要する費用は設置事業者の負担とする。

(2) 電気等の使用料を計測するための計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、設置事業者の負担とする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、現状に回復して市（財産管理者）の確認

を受けること。

10 事故対応

市の責による事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 盗難・破損

- (1) 商品等の盗難及び破損について、市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損した時は、自らの負担により速やかに復旧すること。

貸し付け場所に関する概要

入札 No.	9 (総務部総務課) [物件番号 1]
財産名	市役所本庁舎
所在地	いわき市平字梅本 21
貸付け場所	1階ロビー (旧ゆうちょ銀行ATM跡)
設置台数	1台
貸付面積	縦 0.9m × 横 1.3m + 縦 0.5m × 横 0.8m (1.57 m ²)
開庁時間	8:30～17:15 (土日祝日、年末年始 (12月29日～1月3日) を除く)
職員数	約 1,100 名
来庁者数	約 1,000 名／日
販売実績	食品自販機の設置は初のため、過年度実績なし
自動販売機の設置状況	飲料水自販機設置中 (1階、4階及び8階・計4台)
売店の現在の設置状況	設置なし
管理 者	総務部総務課総務係
備考	販売品目：食品・清涼飲料水

配置図

